

被災者（児童生徒）や被災自治体への支援について

福岡県教育委員会は、被災者（児童生徒）や自治体、学校に対して、以下により積極的な支援を行うものとする。

1 被災者（児童生徒）への支援について

（１）被災した児童生徒の公立学校への受入れ

児童生徒の転入学については、制度の弾力的な取扱いを行い、速やかに受入れを行う。

（２）経済的支援について

ア 小・中学校関連

① 教科書の無償給与

平成30年度用教科書の無償給与について柔軟に対応する。

イ 高等学校関連

① 高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等

申請期限を延長するなど柔軟に対応する。

② 入学選考料、入学料及び授業料

転入学の場合には、入学選考料及び入学料の納入を猶予する。また、授業料等の免除などについて柔軟に対応する。

③ 高等学校等奨学金の緊急採用

被災した生徒に対して、奨学金を必要とする者について緊急募集を行う。

(3) 相談窓口について

被災児童生徒及び保護者への相談窓口を次のとおり設置する。

【代表相談窓口】

相談内容	代表窓口	
小・中学校に関すること	義務教育課	092-643-3908
県立高等学校に関すること	高校教育課	092-643-3904
特別支援学校に関すること	特別支援教育課	092-643-3909

(相談受付時間 平日 8:30~17:15)

【個別問い合わせ先】

相談内容	問い合わせ先		
転入学等の相談	小・中学校	義務教育課	092-643-3908
	高等学校	高校教育課	092-643-3904
	特別支援学校	特別支援教育課	092-643-3909
高校生奨学金緊急募集	福岡県奨学財団福岡支所		092-641-7326
	高校教育課		092-643-3903
授業料・高校生等奨学給付金関係	財務課		092-643-3866
教科書の無償給与	義務教育課		092-643-3908
	高校教育課		092-643-3904
	特別支援教育課		092-643-3909

(相談受付時間 平日 8:30~17:15)

2 被災自治体への支援について

(1) 人的支援について

ア 教員の派遣

学校教育活動の円滑な継続、再開を支援するため、被災した自治体の要請に応じて協議の上、教員、養護教諭など、必要な職員を派遣する。

イ 事務職員、技術職員等の派遣

緊急を要する自治体業務の支援を行うため、要請に応じ協議の上、事務職員や技術職員など、必要な職員を派遣する。

ウ 文化財専門職員の派遣

被災した文化財の被災拡大を防止するため、被災自治体と連携し協議の上、必要な文化財専門職員を派遣する。

エ スクールカウンセラー等による被災児童生徒の心のケア等

被災自治体の要請に応じ協議の上、スクールカウンセラーを被災学校等へ派遣し、児童生徒の心のケアを行う。また、スクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉部局と連携しながら、被災児童生徒の家庭等の支援を行う。

(2) 物的支援について（県内）

学校施設、社会教育施設及び体育施設、文化財施設などの被害を復旧するため、被災自治体の要請に応じて、諸制度を活用した支援を行う。

3 その他

高校生等の被災地ボランティアについて、県内被災地への派遣を円滑にするため福岡県教育庁 教育振興部 高校教育課内に窓口を設置する予定。その際、県内被災地への借上げバス代や生徒のボランティア保険料等の負担について支援する予定。